



島根県報

令和3年12月10日（金）

第 268 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|---------------------------------|-------------|---|
| 島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則 | （スポーツ振興課） | 3 |
| 島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則 | （ 〃 ） | 3 |
| 島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 | （ 〃 ） | 3 |
| 島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則 | （農林水産総務課） | 4 |
| 島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則 | （農 畜 産 課） | 6 |
| 島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 | （林 業 課） | 6 |
| 島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | （建 築 住 宅 課） | 6 |

【公 告】

| | | |
|------------------|---------|---|
| 令和3年度島根県各種功労者の表彰 | （秘 書 課） | 7 |
|------------------|---------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|---|---------|----|
| 令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札 の落札者等 | （水 産 課） | 10 |
|---|---------|----|

公布された条例等のあらまし

◇島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第155号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第156号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第157号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第158号）

1 規則の概要

(1) 検査員は、検査の着手に際しては、組合等の責任者に対し、検査命令書及び身分証明書を提示し、並びに検査通告書を交付しなければならないこととした。（第8条・別記様式第3号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第159号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号—様式第8号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第160号）

1 規則の概要

(1) 木材産業等高度化推進資金の種類を改めることとした。（別表関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第161号）

1 規則の概要

県営住宅の優先的な入居選考を行う対象者のうち犯罪被害者等に係る見直し等に伴う様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第155号

島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式の添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とする。

様式第4号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立はつらつ体育館条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第156号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（平成31年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式の添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とする。

様式第3号（その1）及び（その2）中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立武道施設条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第157号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（平成31年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式の添付書類中5を削り、6を5とし、7を6とする。

様式第3号（その1）、（その2）及び（その3）中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県立体育施設条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第158号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第2項中「第7条第3項」を「第8条」に改める。

第7条第3項を削る。

第20条を第21条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付）

第8条 検査員は、検査の着手に際しては、理事（受託者にあつては、監事等以外の役員。以下同じ。）その他の組合等の責任者（以下「組合等の責任者」という。）に対し、検査命令書及び身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書（別記様式第3号）を交付しなければならない。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第8条関係）

| | |
|----------------------|-----------------------|
| | 第 号 |
| | 年 月 日 |
| 検査対象者名 代表者役職名 様 | 島根県知事 |
| 検査の実施について | |
| 農業保険法第209条第 項の規定により、 | の検査を下記のとおり実施するので通知する。 |
| | 記 |
| 1 検査開始予定日 年 月 日 | |
| 2 検査責任者 職名 氏名 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第159号

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの様式中「㊟」を削る。

様式第5号から様式第8号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県畜産技術センター分析等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の
際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第160号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第4条」を「前条」に改める。

別表第3号中「知事が認定した中核組合」を「森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表する民間事業者として登録を受けている森林組合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則別表第3号に規定する知事が認定した中核組
合（令和3年3月31日現在において認定を受けていたものに限る。）に係る木材産業等高度化推進資金の貸付けについ
ては、同号の規定は、令和13年3月31日までの間、なおその効力を有する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第161号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1表面中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の次に「（平成3年法律第77号）」を加え、同様式裏面中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（）」の次に「平成13年法律第31号。」を、「犯罪被害者等基本法」の次に「（平成16年法律第161号）」を加え、

「

| | | |
|--|--|--|
| | (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 | |
|--|--|--|

」

を

「

| | | |
|--|---|--|
| | (ウ) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 | |
| | (エ) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者 | |

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

令和3年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和28年島根県告示第490号）第3条第2項の規定により公告する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

| 氏名又は名称 | 功 績 の 要 旨 |
|--------|---------------------------------------|
| 奈良井 幸子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 岸本 正代 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 尾田 展子 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 小谷 昌純 | 多年統計調査に携わりその質的向上に寄与した。 |
| 山田 明子 | 多年老人クラブ連合会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。 |
| 村上 友代 | 多年婦人会活動を通じ女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。 |
| 永島 弘明 | 多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。 |
| 三上 徹 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 山中 康樹 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |

| | |
|----------------------|---|
| 比良 幸男 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 山代 裕始 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 吉儀 敬子 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 福田 佳代子 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 圓山 達雄 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 渡部 勝 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 岡本 利道 | 多年自治区長を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 近重 哲夫 | 多年副市長を務め地方自治の進展に寄与した。 |
| 中島 良二 | 多年自治区長を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 村尾 明利 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 土江 良治 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 中濱 堯介 | 多年町議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 西村 雄一郎 | 多年市議会議員を務め地方自治の進展に寄与した。 |
| 澁谷 勝 | 多年市議会議員を務め地方自治の伸展に寄与した。 |
| 山根 和夫 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 引野 卓爾 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 近藤 久夫 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 原田 誠治 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 田口 幸美 | 多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。 |
| 加藤 幹雄 | 多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。 |
| 竹治 ちかし | 多年創作活動に取り組み地域における文化芸術の振興に寄与した。 |
| 吉川 隆之 | 多年スポーツの推進に取り組み地域におけるスポーツの振興に寄与した。 |
| 佐佐木 幸雄 | 多年島根県自然保護レンジャー等を務め地域における自然保護に寄与した。 |
| 特定非営利活動法人アン ダンテ21 | 多年環境保全意識の普及啓発に努め地域における自然保護に寄与した。 |
| 友末 修實 | 多年浄化槽の普及啓発に努め地域の環境保全に寄与した。 |
| 市村 省吾 | 多年浄化槽の普及啓発に努め地域の環境保全に寄与した。 |
| 神崎 裕士 | 多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 大森 学 | 多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 三原 理功 | 多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 陶山 千歳 | 多年医薬分業の推進に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 飯塚 勉 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 住田 達宣 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 酒井 敏郎 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 高木 典子 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 徳若 光代 | 多年地域における保健医療提供体制の構築と看護職者の養成に努め保健医療の向上に寄与した。 |
| 百田 秀人 百田 佐代子 | 多年里親会の発展と里親の資質向上に努め子どもの健全育成と自立に寄与した。 |
| 田中 サト | 多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。 |
| 山本 恵子 | 多年保育の増進に努め児童福祉の向上に寄与した。 |
| 原田 澄子 | 多年要介護者等の支援に努め社会福祉の向上に寄与した。 |

| | |
|------------|---|
| 藤原 英逸 | 多年民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 黒松 基子 | 多年認知症患者と家族の支援に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 高橋 博 | 多年高齢者の自立生活支援に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 相生町3しあわせ会 | 多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| サークル「ありんこ」 | 多年地域を支えるボランティア活動に努め社会福祉の向上に寄与した。 |
| 杠 隆夫 | 多年後継者の育成と花卉の生産振興に努め農業の振興に寄与した。 |
| 斎藤 一栄 | 多年後継者の育成とミニトマト栽培の普及及び産地化に努め農業の振興に寄与した。 |
| 西川 友史 | 多年後継者の育成と施設園芸による複合経営に取り組み農業の振興に寄与した。 |
| 中上 光 | 多年イワガキ養殖の普及と産地化に努め地域の活性化と水産業の振興に寄与した。 |
| 横地 龍男 | 多年商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 洪 錫圭 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 春日 信雄 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 三吉 庸善 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 妹尾 幸雄 | 多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域経済の振興に寄与した。 |
| 荒木 國夫 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 大畑 勉 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 田本 稔 | 多年管工事業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 和田 晶夫 | 多年測量設計業協会の運営と会員の指導育成に努め測量設計業の発展に寄与した。 |
| 室谷 卓治 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 門脇 裕 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 都間 正隆 | 多年建設業の健全な発展に努め社会基盤の整備に寄与した。 |
| 荊尾 俊 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 山田 忠男 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 大津 義文 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 野津 満 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 新田 康二 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 尾崎 安男 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 大崎 能國 | 多年学校教育の充実とスポーツの振興に努め教育行政の伸展に寄与した。 |
| 小村 克徳 | 多年生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 山本 實 | 多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 河野 通久 | 多年園児児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 樋野 隆文 | 多年児童の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 沖田 琇二 | 多年児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 伊藤 本 | 多年園児児童の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。 |
| 村上 進 | 多年文化財の調査や保護に努め文化財行政の伸展に寄与した。 |
| 飯塚 たか子 | 多年読書ボランティアとして読書普及活動に取り組み社会教育の推進に寄与した。 |
| 藤原 博詩 | 多年人権・同和教育の実践と指導者の育成に努め人権尊重意識の向上に寄与した。 |
| 坂本 淳 | 多年地域の安全推進と青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 田才 光治 | 多年地域の安全推進に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 虫谷 昭則 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 杉島 逸朗 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |
| 北浦 正信 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |

| | |
|----------------------|---|
| 嶧田 直樹 | 多年嘱託警察犬指導手として犯罪捜査や行方不明者の捜索等に貢献するとともに後継者の確保に努め地域住民の安全安心な暮らしの実現に寄与した。 |
| 邑智郡少年補導委員連絡 会川本支部 | 多年青少年の健全育成に努め地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。 |

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
令和3年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県水産技術センター総合調整部 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1
- 3 落札者を決定した日
令和3年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ株式会社下関工場 工場長 西田 裕則 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号
- 5 落札金額
54,560,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定公告を行った日
令和3年10月8日